

みんなのまち情報宅配便実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民グループが希望する場所に市職員が出向いて、市の事業又は施策を説明し、意見交換することにより、より市民参加の機会を充実させ、もって市民と行政との協働によるまちづくりの一層の推進を図ることを目的に実施するみんなのまち情報宅配便（以下「情報宅配便」という。）について必要な事項を定める。

(宅配メニュー)

第2条 情報宅配便を担当する課（以下「宅配便担当課」という。）長は、情報宅配便の庶務を所管する課の長（以下「協働推進課長」という。）と協議して宅配メニューを決定するものとする。

(対象者)

第3条 情報宅配便の申込みができる者は、原則として市民で構成する10人以上の各種活動団体及びグループとする。

(開催場所及び時間)

第4条 情報宅配便の開催場所は、本市の区域内の公民館、自治会館等において情報宅配便を受けようとする者が設営する場所とする。

2 情報宅配便の開催日は、平日及び市の休日（ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後9時までの間とする。

3 情報宅配便の開催時間は、2時間以内とする。

(申込み)

第5条 情報宅配便を受けようとする者は、開催しようとする日の14日前までにみんなのまち情報宅配便申込書により市長に申込みを行うものとする。

2 情報宅配便の申し込みをした者（以下「申込者」という。）は、情報宅配便の開催日時若しくは開催場所に変更を生じたとき又は情報宅配便の申込みを取消すときには、速やかに市長に申し出をしなければならない。

(通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により申込みを受けたときは、宅配便担当課及び申込者と開催日時、場所等の調整を図り、みんなのまち情報宅配便連絡票により通知するものとする。

(宅配便の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、情報宅配便を実施しないことができる。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とした集会等となるおそれがあるとき。
- (2) もっぱら市への要望又は苦情を目的とした集会等となるおそれがあるとき。
- (3) その他情報宅配便の目的に反すると認められるとき。

(宅配便の運営)

第8条 情報宅配便の開催時の司会、進行その他の運営は、申込者の属するグループにおいて行うものとする。

(実施報告書)

第9条 情報宅配便に出席した職員は、速やかに、みんなまち情報宅配便実施報告書を作成し、決裁を受けるとともに、その写しを協働推進課に提出するものとする。

(結果報告書)

第10条 申込者は、実施後2週間以内に、みんなまち情報宅配便結果報告書を市長に提出するものとする。

(庶務)

第11条 情報宅配便の庶務は、協働推進課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。